

## 該当する場合のみ必要となる資料

|   | 状況   | 必要書類   |
|---|--|--|
| 該<br>当<br>す<br>る<br>場<br>合<br>の<br>み<br>必<br>要<br>と<br>な<br>る<br>資<br>料 | 保護者が自営業の場合   | 確定申告書の写しまたは開業届出書の写し等<br>…自営業の実績確認ができるもの<br>準備する書類について、事前にこども保育課までご相談ください   |
|   | 保護者が倒産・整理解雇により失業し、利用希望日時時点で離職日の翌日から6か月を経過していない場合                                 | 解雇通知または離職票等<br>…失業理由等を確認できるもの  |
|   | ひとり親世帯の場合  | 親子の戸籍全部事項証明書（取得できない場合は離婚届受理証明書）<br>※取得でき次第、戸籍全部事項証明書の提出をお願いいたします。  |
|   | 離婚を前提として配偶者と別居している場合   | 申立書※任意の書式で可、こども保育課にて書式の用意もあります   |
|   | 離婚調停中又は離婚裁判中の場合  | 離婚の調停期日通知書または裁判期日呼出状等の写し   |
|   | 生活保護を受けている場合   | 受給証明書  |
|   | 里親世帯の場合（申請中含む）   | 養育委託書の写し等  |
|   | 単身赴任世帯の場合（東京都、埼玉県、茨城県を除く）  | 住民票または賃貸契約書等…単身赴任のわかる書類  |
|   | 利用申込児童が認可外保育施設（都道府県知事へ届出をしている施設に限る）に有料で入所している場合（保護者が育児休業中、求職活動、就労内定又は就学予定の場合は除く） | 都道府県知事へ届出をしている認可外保育施設を、申込みから直近で2か月以上、連続で利用したことのわかる利用証明書（1か月の利用日数、1日の利用時間、利用料金が明記されたもの）   |
|   | 保護者が外国籍の場合   | 在留カード（表裏）の写しまたは特別永住者証明書  |
|   | 同居（予定も含む）の祖父母が65歳未満の場合   | 同居の祖父母が就労や病気などで保育できない場合は、父母の場合と同様に確認書類（P.8⑤）をご提出ください。65歳未満の祖父母に保育できない理由がない場合は、入園選考の際に優先度が下がります。  |
|   | 世帯の中で障害をお持ちの方等（申込児童を含む）がいる場合   | ○障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者がいる世帯は手帳の写し<br>○特別扶養児童手当の支給対象児童、障害基礎年金の受給者がいる世帯は証書の写し<br>※いずれも特定施設等に入所・入院している場合を除きます。                 |
|   | 佐倉市に転入予定の場合  | ○住居の賃貸契約書または売買契約書の写し<br>…住所が確認でき、引渡し予定日が明記されているもの<br>○実家に転入する場合は申立書<br>※詳細はこども保育課までお問い合わせください。<br>※入園月の1日までに転入されなかった場合、保育園の内定は取消となります。 |
| 市内の保育園等において保育士資格、（准）看護師資格のいずれかを持って就労（内定含む）している場合                        | 保育士証、看護師免許証、准看護師免許証いずれかの写し   |  |